

議案第24号	三田市聖苑条例の一部を改正する条例の制定について
環境・省エネ推進課	三田市聖苑の動物炉において、近年有害鳥獣として搬入されるイノシシやシカの処理量が増加していることから、実態と整合するよう規定の整備を図る等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【改正趣旨】 三田市聖苑の動物炉については、愛玩動物（小鳥、犬、猫等）の焼却のほか、有害鳥獣として搬入されるイノシシやシカ等についても、近年その処理量が増加しており、条例の規定と実態の整合を図るため、所要の規定の整備を行うもの。</p> <p>【根拠法令】 地方自治法第244条の2</p> <p>【改正内容】 ●汚物等又は動物の死体の焼却のための使用者の規定（第3条第4項）</p> <p>【現行】 汚物等又は動物の死体の焼却のための使用については、本市の住民に限るものとする。</p> <p>【改正案】 汚物等又は動物の死体の焼却のための使用については、本市の住民又は市内に住所を有するもので、当該汚物等若しくは動物の死体を保管したものに限るものとする。</p> <p>●文言の修正（第10条第2項第2号）</p> <p>【現行】 汚物等又は<u>動物</u>～</p> <p>【改正案】 汚物等又は<u>動物の死体</u>～</p> <p>●定義の規定（別表備考第2項）</p> <p>【現行】 この表における「動物」とは、<u>小鳥、ねこ及び犬等の愛玩小動物</u>をいう。</p> <p>【改正案】 この表における「動物」とは、<u>小鳥、ねこ、犬その他の動物</u>をいう。</p> <p>【施行期日】 平成25年4月1日</p>	